

平成27年第3回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成27年6月19日																												
招 集 の 場 所	平群町議会議場																												
開 会 （ 開 議 ）	6月19日午後2時0分宣告（第4日）																												
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 番 山 本 隆 史</td> <td style="width: 50%;">2 番 城 内 敏 之</td> </tr> <tr> <td>3 番 井 戸 太 郎</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 山 田 仁 樹</td> </tr> <tr> <td>9 番 高 幣 幸 生</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 山 本 隆 史	2 番 城 内 敏 之	3 番 井 戸 太 郎	4 番 森 田 勝	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 山 田 仁 樹	9 番 高 幣 幸 生	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																
1 番 山 本 隆 史	2 番 城 内 敏 之																												
3 番 井 戸 太 郎	4 番 森 田 勝																												
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																												
7 番 山 口 昌 亮	8 番 山 田 仁 樹																												
9 番 高 幣 幸 生	1 0 番 窪 和 子																												
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																												
欠 席 議 員	な し																												
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>中 島 伊 三 郎</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>理事（政策推進課長）</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>理事（総務防災課長）</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>理事（都市建設課長）</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>理事（教育委員会総務課長）</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>理事（上下水道課長）</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>上 田 武 司</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>塚 本 敏 孝</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	中 島 伊 三 郎	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章	理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫	理事（総務防災課長）	経 堂 裕 士	理事（都市建設課長）	植 田 充 彦	理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉	理事（上下水道課長）	島 野 千 洋	税 務 課 長	西 脇 洋 貴	住 民 生 活 課 長	上 田 武 司	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 課 長	塚 本 敏 孝	観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦
町 長	岩 崎 万 勉																												
副 町 長	中 島 伊 三 郎																												
教 育 長	岡 弘 明																												
会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章																												
理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫																												
理事（総務防災課長）	経 堂 裕 士																												
理事（都市建設課長）	植 田 充 彦																												
理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉																												
理事（上下水道課長）	島 野 千 洋																												
税 務 課 長	西 脇 洋 貴																												
住 民 生 活 課 長	上 田 武 司																												
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																												
福 祉 課 長	塚 本 敏 孝																												
観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦																												
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議 会 事 務 局 長</td> <td style="width: 50%;">上 田 昌 弘</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>田 中 裕 美</td> </tr> <tr> <td>主 任</td> <td>竹 村 恵</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	上 田 昌 弘	主 幹	田 中 裕 美	主 任	竹 村 恵																						
議 会 事 務 局 長	上 田 昌 弘																												
主 幹	田 中 裕 美																												
主 任	竹 村 恵																												
<p>議 員 提 出 議 案 の 題 目</p>	<p>発議第 4号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部を改正する条 例について</p> <p>発議第 5号 平群町議会会議規則の一部を改正する規則 について</p> <p>発議第 6号 平群町議会傍聴人取締規則の一部を改正す る規則について</p>																												

<p>議員提出議案 の 題 目</p>	<p>発議第 7号 平群町公告式条例の一部を改正する条例について</p> <p>発議第 8号 子ども医療費助成制度など地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書(案)</p> <p>発議第 9号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書(案)</p> <p>発議第10号 集団的自衛権の行使を具体化する戦争法案については廃案にすることを求める意見書(案)</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>

平成 27 年 第 3 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

平成 27 年 6 月 19 日 (金)
午後 2 時 開 議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 発議第 4 号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 発議第 5 号 | 平群町議会会議規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 3 | 発議第 6 号 | 平群町議会傍聴人取締規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 4 | 発議第 7 号 | 平群町公告式条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 発議第 8 号 | 子ども医療費助成制度など地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書 (案) |
| 日程第 6 | 発議第 9 号 | 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書 (案) |
| 日程第 7 | 発議第 10 号 | 集団的自衛権の行使を具体化する戦争法案については廃案にすることを求める意見書 (案) |
| 日程第 8 | | 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 |
| 日程第 9 | | 先進地視察計画書について |
| 日程第 10 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

再 開 (午後 2時00分)

○議 長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成27年平群町議会第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。日程表に従い、議事を進めてまいります。

日程第1 発議第4号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

発議第4号

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成27年6月19日

提出者 高 幣 幸 生

賛成者 窪 和 子

〃 馬 本 隆 夫

1枚おめくりいただきまして、

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月平群町条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

11 平成27年7月1日から平成31年4月30日までの間、議会議長、副議長及び議員の議員報酬は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、100分の20を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

附則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由の説明を求めます。高幣君。

○9番

それでは、提案趣旨を申し上げます。

ただいま事務局長から議案説明がありましたとおり、平成27年7月1日から平成31年4月30日までの間、議会議長、副議長及び議員の報酬は、本則の第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、100分の20を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とします。これを発議させていただきました。

発議に当たり、その趣旨について御説明をさせていただきます。

議員各位におかれましては、本町の26年度決算予想では、財政状況は安定化に向かっている方向であります。この要因の大きな一つは、町民の御協力のたまものではないでしょうか。もちろん議員も前期の23年7月から、議員12名の報酬を20%カットさせていただいたことも大きく寄与いたしてまいりました。

具体的に、財政の安定化については、町民各位の御負担、特に固定資産税率の値上げ、福祉面での負担、サービスの値上げ、また、各種教育面でも大きな御理解のたまものであります。黒字化が進めば一番に還元すべきは町民第一、町民の皆様であります。

少し町税について検証いたしますと、議員各位の御承知のとおり、27年度の町税収入の減少という事態であります。ちなみに、23年度の町税は約21億円でした。ところが、人口減が影響してか、24年度20億4,500万円、25年度では20億2,800万円、26年度決算予想では20億3,000万円と、25年度と比較しても、実に町税は、23年度から見て約1億円弱の減少であります。議員報酬は20%カットすると、総務防災課の試算では、この5月からの初年度は876万4,000円の20%削減です。その後3年間で各年度1,166万7,000円の削減、可決できると町民の皆さんへ大きく貢献できるのではないかと考えられます。任期全額で恐らく約4,400万円ぐらいの貢献になります。

一方、町の声は、固定資産税も標準税率に戻してほしい、そのほか町民負担の軽減を望まれる声もあります。本町の財政はまだまだ国・県からの交付税や補助金に頼っているのも現状であります。そのような環境の中で固定資産税率を見直せば約1億円の減少が予想されます。依然として財政収支は大きく好転

しておりません。

厳しい財政環境の中、町議会としてもさらなる財政の安定化を目指すため、議員報酬を20%の削減を継続的に図りたいと考えております。これにより少しでも財政の安定化が進めば、町民の皆さんへ一日でも早く町民の方々の御負担額を見直し、還元を図ることができます。議員は町民が第一として、町民の皆様にお応えすることであります。この大きな目的で議員各位の報酬削減に御理解と御辛抱を願いたく、本発議を提出させていただきました。よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

ありがとうございました

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。井戸君。

○3番

では、ちょっとまずお聞きしたいんですけども、まず2割カットの根拠を教えてくださいただけるでしょうか。

これはそうですね、提案者の方、お願いします。

○議長

高幣君。

○9番

2割カットの根拠っておっしゃいますけれども、今、数字を申し上げましたので、その程度を減額することを申し上げたわけです。

○議長

井戸君。

○3番

根拠というのは、20%を決めた根拠ですね、それをお聞きしたいんですけど、理由と言いますか、はい。お願いします。

○議長

高幣君。

○9番

先ほど申し上げたように、金額を説明しておりますので、それぐらいの減額をして町に貢献したいということから、2割というふうに決めさせていただきました。

その前にちょっと私から、今、数字を羅列いたしましたけれども、申し上げたいことは、何でも世の中は金なんですよ。これはどの世界においても、お金がなければ何もできないということだと思います。そこで、お金を考えると、各家庭でも節約とか使い方を考える、これは家庭なんですよね。当然、社会、

町ですけれども、町もやっぱり節約、使い方、この辺を一生懸命考えるのがお金だと私は思っております。そういう意味で、町民からあれを受けている議員は、やはり町の財政を考えなければならないと。そうでなければ町民福祉、あるいは奉仕、そういうふうな面ができないであろうと。そういう意味で、議員は犠牲的な精神を持ってそれに報いていこうと、こんなふうな気持ちでこの計画は常に立てておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

井戸君。

○3番

お聞きしているのはそういうことではなくて、5でも10でも30でもなく、なぜ20かという根拠、算出根拠ですね、その辺をお願いします。

○議長

高幣君。

○9番

どんなふうにお答えしていいのか、私、わかりません。20%、10%、30%、40%、いろいろあります。それを金額的に私は先ほど申し上げたように、これからの世の中、これぐらいの金額は何とか町のほうに協力していくべきだろうなど、こんなふうを考えて20%をつけただけです。

○議長

井戸君。

○3番

僕としてはね、カットということ自身は、町も大変ですしということはあるんで、考えられるんですけども、一切、全然話し合いがされていないというのがあるんです。8年前の議員の報酬審議会においても、20%。本来ならば議員が決めるべきで、強いてならば20%という答申が出ているんですけども、その答申が出てからかなり日付もたっておりますし、8年間の間に私も将来のことを切り捨てて、議員年金も廃止しました。議員年金も廃止し、そのころに比べても、議員自身も2人ですか、当時からも減らすことで来ているわけです。その分、やはり各議員に負担はかかっていると思います。

例えば、斑鳩町でしたら、今、5%カットされておりますけども、議員2人減らすところを1人にして、その分5%に充てるという形をとっておられたりして、根拠が5%にはあるわけです。ただ、この平群の場合は、私も4年前、何も知らないときに通して、議員年金も廃止して、さらにどうなるのかなと思っていると、2割カットが最初から過半数の人数で提出されました。話し合いは一切なかったんですね。こんな大事なことを一切話し合いしないというのが

僕にとっては不思議でならなかったんですけども、4年たってみてどうなのかなという気がしております。

その辺なんですけども、議運の委員長も兼ねておられるので、こういう大事なことをなぜ事前に協議会を開いたり話し合いをしないのかということがすごい気になるんですけども、その辺お聞かせ願いたいんですけど。

○議長

高幣君。

○9番

別に話し合いというよりも、だから、そのためにきょう発議議案を提出しているわけですよ。この場が話し合いの場なんです。そういうことで御理解願いたい。

○議長

井戸君。

○3番

この場で言いますと、前回は話し合う前に決まっていたので残念なんですけども、話し合う場ということでしたら、ちょっと僕も一ついろいろ方法を、平群が助かる方法ですね、高幣議員が知らないかもしれないのでお話しさせてもらいますと、今回の場合、この平群というか町村ですね、住民の方もよく知らないんですけども、県や市と比べて、町や村というのは最初から議員報酬が低いということが言われています。それで、若手議員がどんどんもうなり手がないと。地方によってはそういう形になっています。

大体どれくらいかと言いましたら、簡単に言えば、最初から生駒市議と比べたら50%から60%もカットされているものなんです。だから、そこから2割カットという、さっきも気になったのは、カットは仕方ないにしても、2割カットというのは、ちょっとこれ、過ってしまうと、若手の機会を奪ったり、新しく出ようと思った方がやめたりというおそれもありますんで、すごいその辺が気になる場所なんです。

私もいろいろな同世代の有能な方にいろんなことを聞いたんですけども、やはりこの報酬ではなり手ないだろうなって、私やったら絶対ならないなというのがもう10人以上に聞きました。やはりそれぐらい厳しい内容でございます。

実際の手取りがこの数字に出ております議員報酬と言われる金額の大体もう半分ぐらいしかありません。税金と政務調査費、働けば働くほど少なくなるわけですね。だから、この2割っていうのをすごいね、僕としては議論をしてほしかったなど、つくづく出す前にとっております。

一つのこれは方法として知ってほしいんですけども、やはり若手現役世代と

いうのと年配で年金をもらっている世代というのは、どうしても収入に格差があるんですね。言うなれば倍ぐらい違います。となってくると、これを一律に2割っていうのを決めてしまうのもどうなのかなというのがあるんです。2割っていうのが、もしね、一律にせずにそれぞれ、要は、一番大事なことは町に還元するということなので、町に還元さえすれば町は助かるわけですね。となってきましたと、例えばですけども、今、社会福祉協議会とかございます。そこに町は毎年、何百万円、もう基金が尽きておりますので、1,000万円、1,500万円、500万円、その年によって補填していかなければなりません。で、あるならば、そこに例えばお金に余裕がある心優しい議員さんであれば、そういう社会福祉協議会の会員になられて、その会費を負担。例えば、1,000口ですとか3,000口、上限は決まっておりますので、3,000口を例えば今の高幣議員が入れれば、町がその分3,000口分300万円分が潤うわけですね。だから、そういうふうにする方法も実際あると思うんですね。そういうことも考えられると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長

高幣君。

○9番

今、寄附をせえというお話なんですけど、その辺ちょっと難しいなとは思いますが。政治の世界に足を入れている人がそういうところへ寄附していいのかどうか。人から見れば、寄附するっていうのはどういうことやねんというふうに言われることもあり得るんですよ。そら、寄附をするのは大事かもしれませぬ。だから、私はあくまで町民の人のためにやるんだということで、町に、寄附じゃないですけども、貢献をしているんですよ。そこをちょっと間違ってもろたら困ると思うんです。

それから、事前の話し合いとかと言いますけれども、事前に話し合いしてどないなるんですか。そこで決めるわけでもないですからね。それとか、現役世代と年金世代というお言葉をお使いですけども、私も年金もらっていますよ。それは私が現役時代にどれだけそういう年金に積み立ててきているかということなんですよね。だから、井戸さんがおっしゃることは、確かに井戸さんの御家庭、こんな個人的なことを言うたらいけませんけれども、お子様もできて大変だろうなと思います。でも、そこで一言申し上げたいのは、議員は非常勤職員なんです。非常勤職員ということは、毎日来んでもいい。大体決まれば日程のとおりに来ていればいい。夜はあいているということですから、そういうふうないわゆる家庭内での考え方を整理してもらったら、ひょっとしたらお金は別からもらえるかもしれないと思うんです。そういう意味で、おっしゃって

いる趣旨が、事前に話し合いをせよという趣旨もわかりませんし、それから、我々年金世代の人間に対して、ある意味で失礼になると思うんです。それだけ年金を払ってきたということも御理解を願いたいと思います。

そういう意味で、これ以上、私、答弁するあれがありませんので、よろしくお願いいたします。

○議 長

井戸君。

○3 番

別に失礼なことも何も、事実といいますか、何もばかにしているわけじゃなくて、余裕のある方が払うということはいいいことじゃないでしょうかという、単純に現実的な問題として、現役世代は年金を僕たちはもらえてない状況の中で同じ仕事をしていかなければならない。

それから、そういうふうな話もあるんですが、結局のところ、今さっきちょっと語弊があったようですが、寄附自身は法律で禁止されておりますので、寄附をせえと言うてるわけじゃないんで、その辺はよろしくお願いします。

結局のところ、そういうことですか。

ほんで、非常勤で、先ほどちょっと僕も、余り言いたくないんですけども、実際、議員を一生懸命やっていたら、非常勤っていう名前がついていますが、実際毎日働いていますよね。3月、2月なんて休みがないです。アルバイトをするって言いますが、アルバイトの話が出てますが、それも一つの案かもしれませんが、その分、その時間、仕事ができないということですよね。だから、その辺は本当ね、難しいところだと思います。

ただ、やっぱり一生懸命仕事をしようと思っている人は、そういうこともやはり専念したいという部分もあると思います。やっぱり町政って大変ですので、特にこの平群は大変な状況です。とても頭をひねりますし、常に研究開発しなければなりません。だから、そういう意味では、私は責任を持って専念しております。現状ではそういうことなんです。だから、片手間にというのを勧められるのもわかりますけれども、私はそれもまた違うんじゃないかなと思うんです。その辺は以上ですけれども、はい。

○議 長

ほか、ございませんか。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。井戸君。

○ 3 番

では、反対の立場で討論させていただきます。

やっぱり話し合いがない中にカットというのがね、本当にもう残念でならないんです。4年前から一生懸命頑張ってまいりました。先ほども言いましたけれども、討論でもう一回、もう一度言わせていただきますと、やはり議員というのはそれぞれ事情が違います。実際、私自身、正直に申し上げて、皆さんにかわいそうと言われます。何で議員やっているのという、そういうレベルでございます。sonだけ仕事を一生懸命すれば、言うなれば、仕事をすればするほど手取りが厳しくなっていくと。もう将来を捨てざるを得ないという状況でございます。

実際、それを裏づけるように、前回の4年前の2割カット、削減、6人の議員の方で提出され、そのまま議決されました。反対と賛成の年齢層を比べたんですけれども、カットに賛成された方の平均年齢は65歳、カットに反対された方、私も含めてですけれども、の平均年齢は51歳、14歳違うんですね。やはりこれはもうそのままわかりやすい数字だと思います。65歳が賛成、51歳が反対でございます。やはりそれだけ事情が違うといえますか、このままでいくと、本当に生活の余裕があってお金持ち、そして資産もあって、家を1軒持っていて、年金ももらっているという方ばかりになりかねない。これはこれで僕としては問題と思います。やはり若い人を呼び込む、若い世代の方々を引き込むためには、若い議員も必要ではないかと私は思います。

実際にこの4年間、私自身も大変でしたし、行きたい研修も行けずに、必要な視察もできずに、研究開発もできずという残念なことがありました。生活がどうのこうのというより、せっかく議員になっているのに、仕事すらもちゃんとさせてもらえないというのは、本当厳しい状況です。

議員年金は基本的に廃止もしました。町が苦勞しないために協力しようと常に思っております。ただ、せっかくこういう若い世代が平群のために一生懸命頑張ろうとしているのですから、ぜひともこういう形じゃなく違う形で何とか考えてほしいと、何とか若手世代、現役世代を応援していただきたいと思えます。

以上です。

○ 議 長

窪君。

○ 1 0 番

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

趣旨説明にもありましたが、町税収入も減少傾向にある中、まだまだ町財政が安定化したとは言いがたい現状であります。町民の皆様にも、いまだ固定資産税の超過税率に御協力をいただいております。これはもう本当に感謝しかありません。さらに、町長、副町長、教育長におかれましても、40%、30%、20%の削減をしております。このような現状のもと、私ども議員もともに引き続き20%の削減をすることで少しでも財政安定のために反映をしていただきたいと考えまして、簡単ではございますが、賛成の立場での討論とさせていただきます。

○議長

山口君。

○7番

この議案に対しては反対の立場で討論させていただきます。

先日の一般質問でも私が指摘しましたけれども、町財政の健全化、それから町の発展を目指す、そのもとにあるのは何かというのを考えるとですね、住民の皆さんの命を守る、また、暮らしを守る、自治体の本旨である福祉の増進、こういうことだと思いませんか。住民への行政サービスを下げたり、また、職員の生活給である職員給与をカットしたりですね、こういう手法での財政健全化というのは全く本末転倒なんですね。このことは一般質問のときにも指摘しましたけれども、そういうことだということをまず指摘しておきたいと思いません。

また、町財政が厳しくなったのは今から11年前の平成16年、小泉内閣による、当時、三位一体の改革ということでいろいろなことがされました。国の財政が大変だということで、地方への本来出すべき地方交付税を大幅に削減していった。それが平成18年ごろまで続きました。そのことで多くの全国の自治体が財政難に陥ったわけです。

しかし、それでは地方自治体は成り立ちませんし、赤字自治体が大量に出現してくると。倒産するような自治体まで出てくるというようなことで、それではだめだということもあって、平成19年ぐらいから当時自民政権、その後、民主党政権含めて地方交付税がどんどんというか、もとに大分戻ってきたと。昨年度については24億円台まで戻っています。同時に、経済対策という名もとの交付金を地方に国から支出をさせる、こういうことも行われました。

そんな中で平群町でも、平成22年度に黒字団体になりですね、それ以降、一応、黒字が続いています。実質収支については黒字が続いています。この流

れから、本来なら、先ほどからも出てますように、平成20年度に住民の皆さんに非常にさまざまな行政サービスの引き下げやまた住民負担増、特に、今も続いている固定資産税の超過税率、こういうことをまずもとに戻す。それだったら、平成22年、23年で、本来なら戻すべきところをですね、まだまだ大変だという名のもとにいまだに続けていると。同時に、職員の給与カットについても、24年度だけはもとに戻りましたが、それ以前、それ以後、今年度は管理職だけになっていますが、そういうカットをずっと続けていると。そのことが結局、この前も言いましたけれども、平群町としての町としての魅力を損なっている。そのことは、先ほど今度の議員歳費カットの理由にされている、人口減や税収減。税収減なんてもうずっとこの間言っていますけれども、そのことに手を打つべきではないですか。逆に、職員の給料を下げていることが、先ほども言いましたように、魅力のない町にすると同時に、平群町の財政をも悪くしている。これはね、おかしい話ですけど、実際そうなんです。福祉いっぱいやってつぶれた自治体なんてどこもないんです。そういうところほど別に金もうけをしなくてもいいわけですから、とんとんで行けばいいわけですから、私はそこは大事だというふうに考えています。

今、その悪い流れをやっぱり断ち切っていくというのが自治体の本来の使命である住民福祉の増進を進める、その一番大事なのがマンパワーなんですよね。だから、職員の皆さんのやる気なんですよ。人がいてこそ住民の皆さんの福祉増進に力が入られるわけですから、平群町の金もうけでやっている民間事業所とは違いますから、当然そのことが大事だというふうに思うんです。

特に、この間、職員給与を下げているのは私は逆行したもんだというふうに思っています。議員も私は一緒だと思っています。自治体の間の競争が今、非常に激しくなっていますけれども、その中で果たす、職員はもちろんですけれども、議員の役割も私は非常に大きいものがあると思っています。行政の不正を正す、あればですよ。無駄をチェックする。まちづくりへの提言をする。こういう役割はますます重要になっているんです。16人から12人まで議員が減っている。人数が減ればそれだけ提言する数は減るわけですけども、先ほど井戸議員が質問の中でも言っていましたように、役割は重たくなっているといってもいいんじゃないかというふうに思います。

その中で、じゃあ、今、平群町の議員報酬、月29万円。この8年間はほとんど2割カットの23万2,000円で来てますが、これが高いか安いかわかりませんが、さっき生駒市との比較でちょっと話が出てましたけれどもね、私は決して高いものではないと思っています。

例えば、2割カットしていた8年間、大体年収約360万円ですよ。そこからサラリーマンみたいに天引きされた後じゃないですから、所得税、住民税、国保税、国民年金、60歳過ぎれば国民年金は払わなくてもいいですけども、これ全部引くとね、大体70万円から80万円ぐらい支払うんですね。ということは、280万円の可処分所得になるわけです。

さっき井戸議員からも出ていたように、当然、議員ですから、自主研修や自己研さんのために、もちろんいろんな本を買ったり雑誌をとったり、新聞だって2紙とる場合もあるでしょう。そういう分も要るわけですよ。その280万円でおおかつそれをすれば、もっと、そら今はワーキングプアの時代ですから、それでもやれないはずはないと言われればそうかもしれないけれども、議員はやっぱり普通に生活をして、きちんと住民の皆さんの暮らしを守っていく。そのためには、一定の収入は絶対に必要なんです。特に40代、50代、お子さんがいらっしゃればですね、高校、大学になれば、皆さんもよく御存じだと思いますけれども、相当な金が要るんですね。うちも3人いましたけれども、一番下の娘が大学4年間で1,000万円です。それぐらい要るんですよ、どこでも。だから、借金してでもするわけですけども、そういうことを考えればね、月29万円、今の一時金も入れれば大体460万円ぐらいに総収入はなりますが、ただ、可処分所得は、さっき言いましたように引かれる分もふえますから、大体三百七、八十万円ぐらいだと思います。

そういうことですから、私はいろんな意味で、子育てにお金がかかる現役世代がやっぱり一番中心になって平群町のまちづくりを担っていく、その議員として担っていく人ができるだけふえていただくほうがいいわけですから、そういう意味からも、議員報酬を値下げするというのには私は無理があるというふうに思っています。そういう立場から反対いたします。

以上です。

○議 長

馬本君。

○12番

いろいろ議論、討論聞いていますとね、入り口から僕、違うねん。要するに、町長は常勤特別職、これは給料でんな、副町長も教育長もね、基本的には。僕たちは報酬であります。僕が議員に立候補したとき、また2回目もさせていただいたとき、報酬っていうことは、幾らあるっていうことはわかっていました。皆さんもわかっておられたと思います。

それと、私はね、非常に残念に思う。報酬をカットする、しない、この論法の前に一番大切なことはね、町長なら常勤特別職やから常に行政にお越しにな

らなければならない。私たちは、議長並びに行政のほうへ寄せていただくのは、委員長、それとか招集、いろいろあったときに寄せていただく。それ以外に議員として勉強するのは、これは別の、住民と接するのも、これは自分の努力であります。僕たち議会議員も非常勤特別職じゃなしに常勤特別職の形になれば、私は一般報酬やなしに給料、これは常に生活給。今、お話しされていましたが、私はそこが目線違うと思います。

私は、報酬は生活給と思っておりません。給料が生活給という認識をしております。若い人が働く場としてはやっていけない、確かにそのとおりでございます。私、そうなれば、議会議員が市と同じように報酬を上げようやないかという議案、誰か出した人おいでになりますか、発議として。誰も出しておられない。僕は正直な話、行くんやったらそこまで行かはったらええと思う。

しかし、残念なことに、私は、上げる場合は住民にいろいろ問わなければならないと思う。定数の問題もあるでしょう。私も16人の定数に対して住民の意見を聞いて14人という定数になりました。その次、また議員として住民に駅4カ所並びにスーパーへアンケート調査も取りました。それは住民の皆さんの物差しなのかと言われればそれまでのことですが、発議として出させていただきまして、16が14、12になりました。報酬はそのままでございました。

しかし、平成19年に第1回に20%カットを4年間の時限立法されました。そのときに町長はどうだったでしょう。恒久的な40%のカット、そのままじゃないですか。常勤特別職として町長並びに副町長、教育長が30、20カットする市町村は奈良県下では平群町だけなんですよ。首長が40%カットしてる町は平群町、39市町村の中で平群町だけでございます。僕はそこにも一定の目が必要やと思う。時限立法じゃないですよ。僕、反対される方はされる論法でいいと思います。僕は議員に立候補させていただいたときに、報酬と生活給はわかっておって立候補させていただきました。

それと、私が立候補させていただいたのが平成3年でございます。そのときの財政状況並びに今現在、少子高齢化34.何%の高齢化率でございます。誰でも財政が豊かなほうがいいです。皆さん、いろいろ議会で議論もされます。政務調査費、あるべきであるというふうに私は思っておりますよ、政務調査費については。私はそう思いませ。いろんなところへ研修へ行って、自分でみずからいろんな市町村へ勉強しに行く。これは僕は議論の場に上げるべきやと私は思います。基本条例を見る限り、そういうふうに思っております。

しかし、平群町のシミュレーション、昨年11月に町長がこれ、住民に御説明されたシミュレーションでございます。今までは、開発公社、皆さん、隠

れておった開発公社、貸しはがし、いろんな問題がございました。第三セクター債も発行しました。たしか28年度から、3年据え置きやった28年度から2億円ずつ、要するに公債費がふえていくんじゃないですか。たしかそう思いますよ。そういう状態でございます。

るるいろんなお金については、たとえ年間1,100万円であっても、これは貴重なる、私たちもうてるのは血税でございます。国の補助金もうてる報酬ではありません。皆さんの血税をいただいております。そのために、また町におかれましては、予算編成権を町長はお持ちでございます。その点も踏まえていただきまして、町長、ひとつ、少子高齢化、高齢化率、7カ町村で一番トップの平群町の今まで税金を納めていただいた方にね、何とか1,100万円ぐらいのと言われたらそれまでのことでございますが、それを一定の還元じゃないけど、お使いしていただければなという意思で私は提案者の中の賛成ということでお名前を書かせていただきました。

私はそういう部類で、議員というのは、立候補したときの入り口は報酬ということ認識した上で立候補されているというふうに私は認識しておりましたんで、そういう点もありますので、今回の20%カットについては、私は賛成をいたしたいと思えます。

ひとつ、そういうことでよろしく申し上げます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第4号について採決を行います。

本案を可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、発議第4号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については否決されました。

続きまして

日程第2 発議第5号 平群町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

発議第5号

平群町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成27年6月19日

提出者 高 幣 幸 生

賛成者 森 田 勝

1枚おめくりいただきまして、

平群町議会会議規則の一部を改正する規則

平群町議会会議規則（平成3年12月平群町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。高幣君。

○9番

ただいま局長の朗読がありましたとおり、本町の会議規則の改正の趣旨を説明させていただきます。

この規則改正は、本町の議員さんが出産されるようなときに議会を欠席する際の手続を明確にするため、新たに追加いたしました。ただし、事前に議長へ欠席届を提出しなければなりません。議員の皆さん方には、現下の社会情勢をかんがみて御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより発議第5号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませぬか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第3 発議第6号 平群町議会傍聴人取締規則の一部を改正する規則について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

発議第6号

平群町議会傍聴人取締規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成27年6月19日

提出者 高 幣 幸 生

賛成者 森 田 勝

1枚おめくりいただきまして、

平群町議会傍聴人取締規則の一部を改正する規則

平群町議会傍聴人取締規則（平成3年12月平群町議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名中「平群町議会傍聴人取締規則」を「平群町議会傍聴規則」に改める。
第7条第1項第1号中「、つえ」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。
以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。高幣君。

○9 番

ただいま局長のほうから朗読がありましたとおり、本町の議会傍聴人取締規則の改正の趣旨を説明させていただきます。

この規則改正は、「議会傍聴人取締規則」を「議会傍聴規則」と規則名を変更し、さらに現下の社会情勢の変化により、傍聴される際の安全性を考え、傍聴席へのつえの持ち込みを可能にするための今回の改正です。

今後も、さらなる身体障がい者の方々が議場に安易に入場でき、傍聴のしやすい改正を考えねばならないと思います。

また、昨今いろいろ言われております救急医療情報セットを何か配置することも考えてはいかがかなと思っております。

議員諸氏には、現下の社会情勢をかんがみて、御賛同をお願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより発議第6号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第4 発議第7号 平群町公告式条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

発議第7号

平群町公告式条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成27年6月19日

提出者 高 幣 幸 生

賛成者 森 田 勝

1枚おめくりいただきまして、

平群町公告式条例の一部を改正する条例

平群町公告式条例（昭和34年4月平群村条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項前段中「傍聴人取締規則」を「傍聴規則」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。高幣君。

○9番

すみません、たびたびで。

ただいま局長のほうから朗読がありましたとおり、本町の平群町公告式条例の改正の趣旨を説明させていただきます。

この条例改正は、さきの「議会傍聴人取締規則」を「議会傍聴規則」と規則名の名称変更であります。

本条例に関連してきますので、この傍聴取締規則名を改正する必要がございました。そこで皆様方の、引用名の名称変更ですので、御賛同をお願いいたし

ます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第7号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第5 発議第8号 子ども医療費助成制度など地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを認める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

発議第8号

子ども医療費助成制度など地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成27年6月19日

提出者 窪 和 子
賛成者 高 幣 幸 生

1 枚おめくりいただきまして、

子ども医療費助成制度など地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

国保改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多く見られる。

さらに、平成26年度補正で用意された国の交付金を活用し対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要請する。

記

- 1 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置のあり方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
- 2 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○10番

子ども医療費助成など地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読をしていただきましたが、このたびの法改正により国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が

始まるところであります。

一方、子ども医療費の助成の拡充など、自治体が単独事業として取り組む事例も近年多く見られます。そこで、全ての自治体で取り組まれている子ども医療費の助成制度などで単独の医療費助成制度、つまり現物給付方式の場合に、今まで国で適用されてきました減額調整措置、つまりペナルティーについて早急に見直しを行うことにより窓口負担を廃止することができます。そういう観点から、この減額措置の見直しを強く要望する意見書でございます。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様には御賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。植田君。

○6番

この子どもの医療費助成制度など地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）については、一言意見を述べさせていただいて賛成をしたいと思います。

この意見書についても、この意見書の前文で、「国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けての具体的な改革作業が始まる場所である」との記述について、これまでの国保会計への国庫負担の削減、これが地方自治体の国保財政を困難にしてきたことが大きな要因であり、その反省もなく、地方自治体の裁量権が及ばない広域化を是認する記述については承服しかねるところであります。

ただ、本来、子育て支援、少子化対策の観点からも、国の制度として子どもの医療費を無料にすべきところをしてこなかった中で、地方の努力の足を引っ張ることになってきたペナルティーは見直すべきだとの立場で、これ、全国的にも知事会や市町村会、国会でも、日本共産党も含め党派を超えて取り上げてきた問題であることから、この意見書については賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長

ほかございませんか。馬本君。

○ 1 2 番

私は賛成違いますよ、反対のほう違います。

実質、これは国に対する意見書でございまして、基本的には、自動償還払いを現物給付にしてほしいという、それをしたらペナルティーをしますよというふうな文言も入っているわけでございまして、今後、これについては私は賛成でございしますが、今回提出された方においても、ベースは県が平成30年、広域になるというふうに言われておりますので、奈良県全体のお医者さんに現物支給の対応が必要と将来なってきますので、また将来、議会としても、また誰かがね、奈良県に対してそういうふうな意見書を提出していただけるもんやと私は確信しております。

というのは、これは国に対して意見書でございしますが、国は了解していただいても県がベースがなくなってなかったら活動することはできませんので、そういうふうなのも添えながら、今後の課題もあるということ添えながら賛成をしていきたいと思えます。

以上です。

○ 議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思えますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○ 議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第6 発議第9号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書(案)を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○ 局 長

それでは、朗読いたします。

発議第9号

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成27年6月19日

提出者 窪 和 子

賛成者 高 幣 幸 生

1枚おめくりいただきまして、

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置づけるべきとの考えが確認されました。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みが注目されています。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置づけ、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が、住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととしました。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められるところであります。

よって、政府においては下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

- 1 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。
- 2 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
- 3 自治体などの取り組みについて家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買い物

弱者への支援等)を広く周知すること。

4 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の効果を見きわめるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○10番

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書(案)に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読をしていただきましたが、高齢化が進む我が国では、2025年には認知症高齢者数が約700万人に達すると推計されており、今後、認知症への理解の促進、予防、治療法の確立など総合的な取り組みが求められております。

そこで、認知症の予防、治療法の確立など、総合的な施策について定めた基本法の早期制定など、認知症への取り組み強化について適切な措置を講じるよう強く要望する意見書でございます。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様には御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。植田君。

○6番

この意見書についても、一言意見を述べさせていただいて賛成をしたいと思います。

記の4についてですが、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランですね、これについては非常に大きな問題があるというふうに言われています。当初案では、認知症の人の精神科病院入院について、「必要性を見きわめた上で、高

度な専門的医療サービスを短期的・集中的に提供する場」となっていますが、確定版では、「短期的」の部分削除して、徘徊や幻覚、心理症状、BPSDなどへの対応について、新たに「長期的に専門的な医療サービスが必要となることも」と加えられたことや、とりわけBPSDへの対応では、精神科などによる「介護サービス事業者などへの後方支援と司令塔機能が重要であり」に変わり、精神科の位置づけを強化する表現と変わりました。

日本では世界でも突出した精神科の長期入院、これが問題になっていまして、その解消を図る問題や、あるいは早期支援で重症化や入院を防ぐための地域支援体制づくりが喫緊の課題になっている認知症の世界的な流れに対して、新プランではこれに逆行する認知症患者を精神病院に長期入院させる風潮が強まるのではないかとの医療・ケアに携わる現場からの批判の声も上がっています。このことはしっかり認識しておくことが必要であることを申し添えて、意見書には賛成したいと思います。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

続きまして

日程第7 発議第10号 集団的自衛権の行使を具体化する戦争法案については廃案にすることを求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

発議第10号

集団的自衛権の行使を具体化する戦争法案については廃案にすることを求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成27年6月19日

提出者 稲月敏子

賛成者 植田いずみ

〃 山口昌亮

1枚おめくりいただきまして、

集団的自衛権の行使を具体化する戦争法案については廃案にすることを求める意見書（案）

安倍政権は、集団的自衛権行使を認める一連の法案を、今国会を延長してまでも、強引に成立させようとしています。

日本を「海外で戦争する国」にする道は、許されません。

5月15日に提出された「平和安全法制」は、これまで禁じられていた「戦闘地域」への自衛隊派兵を認めています。また、自衛隊員の武器使用については、「自己防護」（正当防衛）に限られてきたものから、大きく拡大。自衛隊の任務の危険性が格段に高まり、戦死者が出ることは避けられません。

また、日本が攻撃されてもいないのに、「存立危機事態」と政府が判断すれば参戦する仕組みをつくらうとしています。「重要影響事態」（＝日本の経済や社会に重要な影響を与える事態）と判断すれば、「日本周辺」に限らず世界中で米国の戦争支援を行うこととなります。

また、米国の戦争を支援するために、いつでも自衛隊を派兵できる新たな海外派兵恒久法の名称が「国際平和支援法」と言われています。自衛隊が行う支援は、補給・輸送・修理・整備・医療など多岐にわたります。この法律により、弾薬の提供、武器の輸送、戦闘行動のために発進準備をしている航空機への給油・整備も可能になります。「国際平和支援法」の正体は、「国際戦争支援法」にほかなりません。

このように、集団的自衛権行使を具体化する「平和安全法制」は、戦争法案と言っても過言ではありません。

よって、国会においては以下の措置を速やかに講ずることを求めます。

記

1 集団的自衛権の行使を具体化する戦争法案については廃案にすること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。稲月君。

○5番

それでは、集団的自衛権の行使を具体化する戦争法案については廃案にすることを求める意見書（案）についての趣旨説明を行いたいと思います。

政府は、集団的自衛権行使を容認しました昨年7月1日の閣議決定、これを法制化をする法案を5月15日に提出をし、もう既に1カ月を経過いたしております。

今現在、国会は審議中でございます。しかし、大変迷走中でもあります。そして、世論のほうも反対。そして、慎重に審議をせよという、こういった意見が多数を占めている状況となっております。提出をされましたこの法案の一つは、国際平和支援法、いつでも自衛隊を海外に派兵できるようにする恒久法案です。もう一つについては、長きにわたって国会で論議して策定をされてきました自衛隊法やまたPKO法、また周辺事態法など10本もの法律を一括して短時間で審議をしておしまおうとするんでもない法案でございます。安全保障法案と言っているものでございます。

皆さん、安倍首相は、国民の命と平和な暮らしを守るためのものだと説明をしておりますが、この法案については全て自衛隊の役割を拡大し、そして海外派兵や米軍の支援に当てるためのものです。地理的な制限もなくしてしまい、地球上のどこまでも派兵をし、米軍のあらゆる戦争に参加していけるようにしようというものでございます。

自衛隊が戦地で活動をし攻撃を受ける危険性が多大になり、武器を使用して殺傷する行為、また、民衆をも殺してしまう、こういった危惧も高くなり、殺し殺されるこういう道に入っていく、この危険性が飛躍的に高まっていくことは明らかでございます。

まずの問題は、集団的自衛権行使を容認をしていく、これについては、現日本国憲法、ここに違反をするということです。戦争と武力行使を放棄いたしました憲法9条のもとで、アメリカのあらゆる戦争に参加を可能にしていこうとするこの法律、これが全く憲法違反であるということです。

もう一つは、安倍首相は、武力行使の一体化としない後方支援だから、憲法に違反しないと主張してまいりました。しかし、自己保存のための武器の使用は武力の行使ではないという、こういう主張をしています。これは国際法的に見ても全く通用しない。こういうことがこの近々の国会論戦の中でも明らかになっております。

また、今、日本国内のほとんどの憲法学者が、これについては違憲であると、こういうふうに表明をされています。先日、6月4日に行われました衆議院の憲法審査会においては、各政党が推薦をし、各党含めて合意をして承知をされました憲法学者の方3人さんがそろって、これは憲法違反だと断定をされました。その中でも自民党推薦の長谷部恭男氏は、従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかない。そして、法的安定性を大きく揺るがすと述べておられます。

日本の国は、立憲主義の立場を明確にしている国です。御承知のように、立憲主義とは、憲法が時の権力を縛り、その時々で政権が勝手な行動をとらないようにしっかり縛るものでございます。ですから、今回のように、政権が憲法に違反をして法律を勝手に変えてしまうことは許されないのです。

皆さん、過去の太平洋戦争では、私たちの住む平群町、当時、人口約6,000人ほどの平群村と言われておりました。当時は、平群駅からも出征兵士を送り出し、農家の後継ぎの皆さんが、家族や村人に送られてどんどん戦地に赴いていかれました。そして、マニラやレイテ島、ニューギニア島、ビルマ、中国など、300人もの若者が戦死をされてしまいました。この中には特攻作戦で沖縄の海に墜落をし亡くなった方、この方は学徒動員で戦地に赴かれた若者、こういった方もおられるのです。町内の共同墓地の墓標に戦死されたであろう地名が刻まれています。平群の戦争展実行委員会では、昨年、ことしとこのお墓にお参りをし、調査をしてまいりました。ここに眠っている方たちは私たちに語っておられます。「戦争の犠牲者はわしたちで終わりにしてくれ。戦争は殺し合いをするとこや。戦争だけは絶対にしたらあかん。わしらはもっと生きてかった。もっと勉強がしたかった」、こうおっしゃっているその声なき声に私たちは耳を傾ける必要があります。そして、若者を戦地に送り出された後の家族の苦しみや悲しみに、そしてまた、戦争体験者の語られる苦しみ、つらさ、怖さに耳をしっかりと傾けていこうではありませんか。

本町では戦争展を、毎年毎年、官と民がしっかり力を合わせて取り組んでまいりました。戦争を二度と繰り返してはならない、こういう思い、願いを込めて、力を入れて取り組んできているのです。

皆さん、国が戦争ができるという方向に今、向かおうとしているとき、私たちは地方議会として国がやることとして知らん顔しているわけにはまいりません。住民の命や人権、暮らし、安全を守っていくために戦争への道へ一步も進めてはいけないと、ぜひともこの国に対する意見を上げていくことが今、住民からも求められていることと考え、この意見書を提案をいたしました。十分な御審議の上、ぜひとも御賛同いただき、本意見書を国会へと上げていただきま

すようお願いを申し上げます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。
質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。山本君。

○1 番

私は、この意見書案について反対の立場で討論させていただきます。

今、私は3人の子育て中でありますので、子どもを守る義務があります。将来において我が子を戦地へ送り出すことは許せません。しかし、何もできず、害をこうむることからは避けなければなりません。この法案につきましては、私たちが選出した国会議員が国会で議論していただいております。この問題は国会会期延長してでもとことん議論していただき、国民が納得する安保法制を整えていただきたいと思います。

また、この意見書案の中で、「国際平和支援法の正体は国際戦争支援法にほかならない」とか、「平和安全法制は戦争法案といっても過言ではない」など断言されていますが、私はとことん国会で議論をしていただくべきであると思います。

よって、私は、きょうこの時点で、この可否につきましては時期尚早ではないかと思っておりますので、反対いたします。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

当意見書につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

日本周辺では、武力紛争の発生が現実味を帯びております。また、同盟国との連携強化の必要性などは一定の理解できるものでありますが、このたびの平和安全法制は、歴代内閣法制局長が集団的自衛権の行使は違憲としたものであり、また6月4日の衆議院憲法審査会に参考人として招聘されました憲法学者3人全員が違憲との認識を示しました。論理矛盾に陥っており、手続上も到底理解しがたいものであります。自由民主党の元幹部も同様のコメントを出して

おります。

私は、国家の根源を揺るがすような大切な事案は憲法第69条による国民投票によって国民の意思に基づいて、まず、憲法第9条を改正すべきとの理由で、当意見書に賛成いたします。

○議 長

ほかにございませんか。城内君。

○2 番

議席番号2番、城内敏之です。

この御提出の意見書についての反対意見を述べさせていただきます。

現在、国会において、当該法案は憲法問題も絡め、審議中であり、私自身もその是非に悩む一面もあります。しかしながら、我々が選んだ国会議員の皆さんが現在審議中の法案について、とやかく言わず、時期尚早と思いますので、もう少し世論の動きを見ながら考えても遅くはないかと思っております。

また、これは紛争解決、難民の救済など平和維持のために出されている自衛隊員の活動をより動きやすくするための法案であると考えます。小火器しか使えないような状況下に置かれ、死の恐怖と闘ってきた自衛隊員がその心の痛手をぬぐい切れずに自殺に追いやられた派遣経験を持つ隊員の方も多いと聞いております。

発言する者あり

○議 長

静かにしてください。

○2 番

そんな境遇に追い込まれることのないように、隊員がもっと幅広く活動できるように考えられた法案であり、おっしゃるような戦争法案ではないと思っております。

以上のことからかんがみて、反対意見とさせていただきます。

○議 長

山口君。

○7 番

つくってしまってからでは遅いんですね。いつまでも待っているというより、安倍首相はアメリカの議会で、8月にも、この夏にもということで、今、出している、国会に提出している法案、法律を通すということを言っているんです。それが通れば、もちろん国民の多くは反対してますから、裁判も起こるでしょ

う。学者2,000人の連名の違憲だというアピールも出されているみたいですし、賛成している学者がいるのかといたら、10人ほど自民党の安倍さんの元家庭教師の議員が10人の名前を挙げたらしいんですけど、そんな悠長なことを言っている場合じゃないということと、国政でやっているからとおっしゃるんだけど、昨年12月の衆議院選挙で安倍さんは何を言ったかというところ、アベノミクスばかりなんですよね。戦争法制のこと、戦争法案かどうかは別にしてですよ、集団的自衛権を行使するというようなことははっきりとね、それを今度の選挙で問うんだということは言っていないわけですよ。

だからね、そういう点で言えば、本来なら解散して、それこそ国民の真意を問うべき、それほどの中身なんです。今ここで地方から声を上げないと本当に、戦前のようにすぐにはもちろんならないでしょうけれども、それほど危険性のある法律だということを私は国民の多くの皆さんは感じておられると思うんです。だから、どのアンケート調査をとっても、読売新聞のように、できるだけ反対を少なくしようとするアンケートの中身をつくっても6割、7割は反対する。そういうことが起こっているんです。

私ども日本共産党は、今、全国各地で衆参両院議長あてに、この戦争法案を廃案にしてほしい、そういう請願署名に取り組んでいます。この中でね、今までなかったことがいっぱい起こっているんですよ。植田議員が本人のニュースにですね、一緒に署名用紙を入れたら、次から次へと、あの不便な自宅へわざわざ届ける方が後を絶たない。これは北校区ですけども。だから、これほど関心も高いし、ましてや自衛隊員の家族や親戚に持つ人たちが、これまでは共産党は大嫌いと言っていた人たちがね、共産党頑張れっていうのが今、一番声として上がっているんです。ここはね、本当に考えていただきたい。

人権も全て戦争が一番の人権侵害だと言われてます。すぐに戦争にならないと思っているかもわからないですけども、そういうものを持たせたら使いたくなるのが戦前の教訓ではなかったかというふうに思うんです。

そういうことから、今、お二人の議員から反対討論がありましたけれども、そんな悠長なことを私は言っている場合ではないということも事実ですので、もう反対討論してから翻意せよとは言いませんけれども、本当にそこは考えていただきたいということは、私、この賛成討論の中で申し上げたいと思います。以上です。

○議長

窪君。

○10番

集団的自衛権の行使を具体化する戦争法案については廃案にすることを求め

る意見書（案）には反対の立場で討論させていただきます。

まず最初に、今、なぜ安全法制の整備を進める必要があるかということであり
ます。

現在、我が国を取り巻く安全保障環境は大きく変化をしております。核兵器
や弾道ミサイルといった大量破壊兵器の脅威や南シナ海などでの領有権をめぐ
る緊張、また、アジア太平洋諸国の国防費は年々増大をしております。さらに
国籍不明機に対して航空自衛隊機の行う緊急発進は10年前ぐらいに比べて7
倍にもふえ、サイバーテロや邦人が犠牲となる国際テロなどの脅威も高まって
おります。もはやどの国も一国のみで平和を守ることができない事態になって
おります。

この状況において日本を守ることは政治に課せられた大事な仕事であり、最
も大事なことは、まず徹底した外交努力を重ねることです。その上で十
分な備え、つまり抑止力を持つことが重要であります。この備えこそ平和安全
法制なのです。日本がいかなる危機状況にも切れ目なく対応できることを広く
示すことが備え、抑止力となるからであります。

一方で、切れ目のない対応とは、自衛隊を無制限に派遣し、戦争に参加する
ことにつながるのではないかとの不安の声がありますが、危機対応のため必要
な自衛隊の活動とはどのような活動か徹底的に追及し、明らかにした上で、現
行憲法のもとで実施可能な活動以外は一切認めない多くの歯どめをかけており
ます。

憲法第9条のもとでは、これまでどおり、専ら他国防衛のための集団的自衛
権の行使は今も一切認められておりません。政府の憲法第9条解釈は、長年に
わたる国会との議論の中で形成をされてきました。その中で一番の根幹となっ
ているのが、1972年、昭和47年の政府見解であります。すなわち、自衛
の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追及の
権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれからの権
利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのた
めの必要最小限度の武力行使は許される。個別的自衛権ということでありま
す。この考え方で今までも行ってきております。

昨年7月、憲法9条のもとで認められる自衛の措置の限界を明確にした、い
わゆる新三要件が閣議決定をされました。そして今回、この新三要件の全てを
平和安全法制に盛り込ませております。新三要件は、該当する場合に新たに可
能となる武力の行使は、あくまで我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の
措置であり、他国防衛そのものを目的とする一般的な集団的自衛権の行使は認
めておりません。また、専守防衛の理念は、今までといささかも変わるることな

く、今後とも堅持し、憲法の歯どめとしてこれを明確にいたしております。

また、新たな国際平和支援法に基づく自衛隊の海外派遣に対しては、一つ、国際法上の正当性、二つ、国民の理解と国会関与など民主的統制、三つ目、自衛隊員の安全確保の三原則を盛り込ませました。これは手続上の歯どめとして大変重要であります。日本が自衛隊を派遣できるのは、関連する国連決議があることを絶対条件とし、さらに国会が事前に承認した場合のみとし、これに一つの例外も認めません。

後方支援について、一部自衛隊が海外で戦争するのではないかとの懸念が指摘をされておりますが、そのようなことはありません。補給や輸送などの後方支援は、現に戦闘行為が行われている現場で実施するものではありません。武力の行使には該当しません。他国の武力行使と一体化するものでもありません。自衛隊が国際支援の名のもとに他国の戦争に巻き込まれることはありません。

また、この後方支援をめぐり、現に戦闘が行われている現場以外であればどこでも自衛隊が活動でき、例えば、前線付近で自衛隊が危険にさらされるのではないかという懸念があります。しかし、自衛隊が円滑かつ安全に後方支援を実施する区域を基本計画を明記することになっており、この計画内容を踏まえた対応措置について国会の承認がなければ認められません。

また、派遣後において安全が確保できなくなった場合には、活動の一時休止・中断の規定も盛り込み、自衛隊員の安全確保のための歯どめをかけております。

以上、平和安全法制は憲法9条のもとにあり、戦争法案などでは決してありません。また、世界のどこでも自衛隊を派遣し、他国の戦争を支援するものといった批判は、厳格な要件や手続を無視した誤った主張であります。自衛隊の派遣には国民の皆様から付託を受けた国会の承認が不可欠であります。先日の憲法調査会で3人の憲法学者が、いずれも今回の安保法制を違憲であると述べました。自民党の高村副総裁は、「違憲かを決めるのは憲法学者ではなく政治家である」とコメントをしています。学者の違憲については、謙虚に参考にしなければならないと思います。しかし、憲法第13条に、皆様も御存じの国民の命や幸福追求の権利を最大に尊重する、その責任を負っているのは政府や国会でありますから、憲法に基づいて自衛権のあり方、国際貢献のあり方を決めていかなければなりません。決して国民に不安や恐怖をあおるのではなく、世界の中における日本の置かれた立場や状況を冷静に見きわめ、判断することが今、大切なのではないのでしょうか。

私ども公明党は、平和の党として国民の命と平和な暮らしを守るため、平和安全法制に関する徹底した与党協議の中で多くの主張を盛り込ませていただき

ました。そして、歯どめをかけることができました。今後、国会の場において充実した議論を通じて、国民の皆様が理解し御安心いただけるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

以上の理由によりまして、この意見書案につきましては反対討論とさせていただきます。

○議長

ほかございませんか。植田君。

○6番

私は、今回の意見書については賛成の立場をとらせて、一言言わせていただきます。

山口議員や、あるいは提供者の稲月議員から今回の政府が出している平和安全法制というのは、名前は平和や安全、あるいは国際協力ということですが、その中身は、私も日本が戦争をする国づくりへと進める戦争法案以外の何物でもないというふうに思っています。今、反対討論もされたんですが、そういう中ですね、とにかく今回の戦争法案、憲法をじゅうりんする違憲立法であることは明白であります。これはもう国会の、先ほど何人かの方がおっしゃったように、国会に招致された3人の憲法学者が、これは与党推薦の学者も含めてですよ、明らかにこれは日本国憲法に違反するという意見表明を行いました。このことは非常に大きなことだというふうに私は思っております。

これまで自衛隊が行けなかった非戦闘地域へも今度には行けるようになるということも大きな問題です。これについては、イラク派兵を仕切っていた柳澤協二、元内閣官房副長官補が非戦闘地域の枠を外して、今回の戦争法案ですね、枠を外してさらに危険な場所に足を踏み入れたらどうなるか、首相官邸でどうなるか、必ず戦死者が出ると、こう警告もしているわけですね。

元自衛隊のレンジャー部隊員の筒井さんという方ですが、自衛隊がやるのは戦闘地域にまで武器弾薬を運ぶ。米軍に運ぶ兵たん活動、後方支援と言っていますが、兵たん活動、これは国際的にも後方支援という定義ではなく、兵たん活動、まさにその戦争と一体になってやる活動ですね。敵は兵たんを一番に狙うと。弱い部隊を攻撃するのが軍事の常識ですと。自衛隊は攻撃に即反撃しないと死ぬだけ。米軍の指揮下で僕たちは攻撃されたら退去するなんて言えない。こういうふうなこともおっしゃっています。そういう意味では、本当に今回の戦争法案、絶対に通すわけにはいかない。

私もこの間、地域を回る中で、戦争を経験された御高齢の方からは、戦前のような今の日本の社会の状況があると、非常に危惧されていました。大学などで署名をとっていると若い学生たちが列をなして、「僕たちは絶対戦争に行き

たくない」と、こう言って署名に協力をしてくれました。そういう意味では、また、自民党の重鎮の方々からも、国策を誤るものだと。そういう意味で、今回の戦争法案は反対だと、こういう声も上がっています。

私は、日本共産党の議員として、また一人の母親として、若者や子どもたちの未来に命を奪いかねない、また、戦争をする国づくりを進める社会を決して残すわけにはいかないとの立場から、この意見書については賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第10号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、発議第10号 集団的自衛権の行使を具体化する戦争法案については廃案にすることを求める意見書（案）については否決されました。

午後4時まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時37分)

再 開 (午後 4時00分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

日程第8 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が3名生じたため、町村議会議員から3名を選出することになりますが、4名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての町村議会において選挙を行うことになったものがあります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町村議会の選挙における得票総数により当選人が決定することになっておりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたします。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

議場閉鎖

○議長

ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、植田君、8番、山田君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

なお、候補者名簿につきましては、お手元に既に配付してございますので、参考にしていただきたいと思います。

投票用紙配付

○議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

投票箱点検

○議 長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票をお願いいたします。局長。

局長の点呼により順次投票

○議 長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議 長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行いますので、立会人に指名いたしました6番、植田君、8番、山田君、開票の立ち会いをお願いいたします。

開票

○議 長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票。

有効投票中、森田 瞳君9票、青木義勝君0票、堀口 誠君0票、木澤正男君3票、以上のおりです。

議場の閉鎖を解きます。

議場開鎖

○議長

ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告をいたします。

続きまして

日程第9 先進地視察計画書について
を議題といたします。

議会運営委員長より、先進地視察計画書についての報告を求めます。議会運営委員長、高幣君。

○議会運営委員長（高幣幸生）

それでは、報告させていただきます。

過日開きました議会運営委員会で内定いたしました先進地視察につき、議長に計画書を提出させていただきます。議員各位の御同意をお願いします。

計画の概要は、次のとおりでございます。

1、視察年月日、平成27年8月上旬を予定いたします。2番目、視察地については、正副議長、議会運営委員会正副委員長に一任します。3番目、視察の目的は、企業誘致についてであります。4番目、参加者は議員全員とし、町当局には企業誘致担当の職員の同行を求める予定です。なお、議会事務局長と事務局職員の同行をお願いします。

以上、先進地視察についてを御報告させていただきます。

ありがとうございました。

○議長

ただいま議会運営委員長より、先進地視察計画についての報告がありましたとおりに実施したいと思えます。

平群町議会議員の行政視察等に関する規則第4条の規定により、議員全員で実施することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、先進地視察は議員全員で実施することに決定をしました。

日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りをいたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

お疲れさんでございました。

ことしの梅雨は幸いにしまして大雨はまだありませんが、これから心配されるのはゲリラ豪雨などによる土砂災害ではないかと思っております。昨日は入庁5年未満の職員を対象に土のうづくり訓練を行いました。1時間余りの作業で300体の土のうが完成し、昨年つくった土のうと合わせまして1,000体の備えができました。そのほかの災害も含めまして、緊張感を持って防災減災に取り組んでまいります。

さて、議員各位におかれましては、本議会中、熱心な御審議をいただきまして、上程させていただきました全ての案件を可決、承認、同意いただき、まことにありがとうございました。

財政は、平成22年度から26年度まで5年連続で黒字を維持することができました。詳細につきましては9月議会で御報告申し上げ、議員各位の御批評もいただきたいと思っておりますが、いずれにいたしましても町民の皆様を初め、議員の皆様の御協力があることと、改めまして心から感謝を申し上げる次第でございます。今後におきましても、住民サービスの基礎であります財政基盤の強化に向けて最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

本年は、地方創生元年と位置づけられています。本町におきましても、平群町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に取り組んでまいります。この総合戦略につきましては、第2次平群町行財政改革大綱や平群町第5次総合計画と連動させながら、町の新たな活力を生み出し、平群町の創生につなげてまいり所存でございます。

高齢者から子どもまでが安心して暮らせる、緑豊かで心豊かな子どもの歓声が聞こえる町が実現できますよう、議員各位のより一層の御協力をお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長

これをもって平成27年平群町議会第3回定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(ブー)

閉 会 (午後 4時16分)